

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名					
継続給 雇額 用 に 者 係 給 る 与 要 件	継続雇用者給与等支給額 (17の①)	1			円	所 得 金 額 に 係 る 要 件	特定対象年度の基準所得等金額	8	円	
	継続雇用者比較給与等支給額 (17の②)又は(17の③)	2								
	((1) > (2))又は((1) = (2) = 0)	3	該当・非該当							
国内設 備投 資額 に 係 る 要 件	国内設備投資額	4			円		前事業年度等の基準所得等金額の合計額	9		
	当期償却費総額 (20)	5								
	当期償却費総額の30%相当額 $(5) \times \frac{30}{100}$	6								
	(4) > (6)	7	該当・非該当							
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算										
		継続雇用者給与等支給額の計算			継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		当期			前事業年度等			前一年事業年度等特定期間		
		①			②			③		
事業年度等又は連結事業年度等	11	：			：			：		
継続雇用者に対する給与等の支給額	12	円			円			円		
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	13									
同上のうち雇用安定助成金額	14									
差引 (12) - (13) 又は (12) - (13) + (14)	15									
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	16									
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (15) 又は ((15) × (16))	17							円		
当期償却費総額の計算										
損益計算書に計上された減価償却費の額	18	円			当期償却費総額			20		
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	19				(18) + (19)					

別表六(七)
令三・四・一以後終了事業年度分

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.24】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。
 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度(別表六(八)、六(十二))
 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度(別表六(十八))
 ③ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度(別表六(三十))
 ④ 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度(別表六(三十二))